

三次市放課後児童クラブ申込・利用の手引

1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業日に家庭に代わる生活の拠点として遊びを中心とした活動を行い、安全で心身ともに健全に育つための支援をします。

支援内容について

放課後児童クラブは、児童が安心して楽しく過ごせるように、ルールを守りながら集団生活を行い、児童の心身の健全な育成を図る目的で運営します。

- ① 児童の遊びを通じた自主性、社会性及び創造性の向上を図る。
- ② 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図る。
- ③ 自習時間の設定により、自習学習習慣の定着を図る。

2 児童クラブを利用できる時間

ちゅうおう児童クラブのみ
利用日が異なる場合があります

平日	放課後	～	午後6:30	
土曜日	午前8:00	～	午後6:30	
学校休業日	午前8:00	～	午後6:30	※臨時休業日及び長期休業日 (春・夏・冬休み等)

3 入会の手続き

(1) 入会要件

- 保護者が、就労のため、1週間のうち概ね3日以上、午後4時頃まで家庭にいないこと（長期休業中のみの利用の場合は正午頃まで）
- 保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること
- 保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護・看護していること
- 保護者が、大学・専門学校等へ通学中であること
- 勤務をされていない70歳未満の祖父母と同居されていないこと
- 勤務をされていない70歳未満の祖父母が隣地におられないこと

(2) 入会申込に必要な書類等

児童クラブの入会申込の際には、次の書類を提出してください。

- ①令和3年度 放課後児童クラブ入会申込書（児童一人につき1部）
- ②勤務証明書等の保育を必要と証明する書類（保護者それぞれ1部でも可）
 - ・勤務証明書などは保護者全ての方について、提出してください。
 - ・保護者が疾病、就学、介護等の理由で申込をされる場合は、診断書・在学証明書等の証明書が必要です。不明な点は、文化と学びの課へお問い合わせください。
- ③放課後児童クラブ利用に関する確認(同意)書

(3) 入会申込の期間

令和3年4月から児童クラブへの入会を希望する場合、次の日程で入会申込の受付を行います(現在入会中の児童は、児童クラブより継続入会の案内を行っています)。

また、今回の手続き期間では、春休み、冬休みの長期休暇日のみをご利用される方についても申込を受け付けております。

夏休み・8月のみの利用については申込は受け付けておりませんのでご承知ください。

夏休み・8月のみの利用の申込については、4月以降に受付期間を別途設けますので、その際に申し込んでください(令和3年5月頃予定)。今後の広報・HP等でお知らせします。

※ちゅうおう児童クラブは通年利用のみの受付となります。
長期休暇日のみの利用の申込はできませんので、ご注意ください。

なお、入会審査により入会基準に該当しない場合、または入会希望者が定員を上回る場合等、入会できないことがあります。入会希望が多数の場合は、低学年の児童を優先します。あらかじめご承知ください。

また、同じ小学校区内に2ヶ所以上の児童クラブがある場合は、第〇などのクラスの選択希望はできません。ただし、十日市小学校区は十日市放課後児童クラブかちゅうおう児童クラブかの選択希望は可能です。

※ 放課後児童クラブ負担金またはおやつ代の滞納がある場合は、入会申込ができません。

受付期間 (土日祝日を除く)	令和3年1月5日(火)～1月18日(月) 時間:午前8時30分～午後5時15分 場所:三次市教育委員会文化と学びの課(三次市役所本館5階)及び各支所
夜間受付	令和3年1月8日(金)、15日(金) 時間:午後7時まで受付窓口延長 場所:三次市教育委員会文化と学びの課(三次市役所本館5階)
休日受付	令和3年1月16日(土) 時間:午前8時30分～午後5時15分 場所:子育て支援部 子育て支援課(三次市役所東館2階)

※1/16(土)の休日受付は、受付場所が 東館2階 子育て支援課 となります。

※必ず1月18日(月)までに申し込んでください。(※先着順ではありません)
受付期間を過ぎて申し込みされた場合は、4月から入会できないことがあります。

年度の途中でも、児童クラブに空きがあれば随時申し込みを受け付けています。
令和3年5月以降に児童クラブへの入会を希望する場合は、

入会を希望する月の前月の20日までに申し込んでください。

4 保護者負担金等

	金額	支払方法	納付先	減免制度
保護者負担金	月額 4,000円(1人目) 月額 2,000円(2人目以降)	原則 ・口座振替 ・クレジットカード	市役所	あり(下記 参照) ※毎年度 申請必要
おやつ代 教材代	各クラブにて実費	現金	各クラブ	なし

(1)保護者負担金

利用日数に関わらず、在籍のある月には負担金がかかります。

また、前月末までに「退会届」の提出がない場合は、在籍扱いとなり負担金が必要です。

(2)負担金の減免

要保護世帯・準要保護世帯については、負担金の減免規定があります。

減免は、申請された月からの適用となります。

(申請用紙は入会決定通知と一緒に送付します)

(3)負担金等の滞納

負担金及びおやつ代を正当な理由なく3ヶ月以上にわたり滞納した場合は、入会承諾を解除します。

(4)負担金の納入方法

保護者負担金は口座振替・クレジットカードをご利用ください。

・口座振替

入会決定通知に同封の口座振替依頼書に記入、金融機関への届出印を押印し

各金融機関に提出してください。(金融機関から文化と学びの課への登録用紙の届出が遅れた場合、納付書での納付とさせていただきます。)

※振替不能の場合は再振替できませんので、後日送付する納付書で納付してください。

取り扱い金融機関

広島銀行・中国銀行・中国労働金庫・広島みどり信用金庫・もみじ銀行
三次農業協同組合・庄原農業協同組合・ゆうちょ銀行・両備信用組合

・クレジットカード

文化と学びの課、市役所収納課、各支所の窓口で手続きができます。

希望される方は、クレジットカード、身分証明書をお持ちください。

取り扱いカード

DC(ディーシーカード)・VISA(ビザカード)・Master(マスターカード)・
JCB(ジェーシービーカード)・NICOS(ニコスカード)・UFJ(ユーエフジェイカード)

5 児童クラブの休業日

※ ちゅうおう児童クラブのみ一部利用日・時間が異なります。
詳しくは、ちゅうおう児童クラブへお問い合わせください。

- (1) 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) その他必要と認められたとき

①災害等による休会要件

児童クラブ	土曜日・長期休暇等		学校稼業日		
	午前6時時点で警戒レベル3	午前6時時点で警戒レベル4	学校判断で休校	13:30 までに一斉下校	13:30 以降に一斉下校
三次・十日市 和田・吉舎	受入見合わせ ※解除次第受入	休会	休会	休会	開設
神杉・酒河 八次・三良坂 三和・甲奴	開設	受入見合わせ ※解除次第受入			

・開設後に警戒レベルが上がり休会になるなどの場合には、保護者に連絡をしますので、できるだけ早めのお迎えをお願いします。

②感染症等による休会要件

・感染症などの感染防止を目的とした学校閉鎖の場合は原則休会とします。学年（学級）閉鎖の場合は対象学年（学級）の児童のみ受け入れできません。学年（学級）閉鎖対象の学年（学級）外の児童であっても、学校における予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準により、対象疾病の場合は受け入れられません。

6 退会について

保護者の退職等により入会要件を満たさなくなった場合には、必ず退会する月の前月中に退会届を文化と学びの課・各支所または児童クラブに提出してください。退会届を提出されない限り、負担金は必要となります。

入会児童保護者の出産に係る利用については、産前休暇取得日から出産後退院される日の月末までご利用いただけます。退会日については各ご家庭でご検討ください。

理由なく1ヶ月以上欠席された場合や、支援員の指導に従わず他の児童に危険行為等を行った場合や迷惑行為を繰り返す場合、また、頻繁に利用時間の超過など児童クラブの運営に支障をきたすことがある場合は、入会承諾を解除することがあります。

7 登会・帰宅及び児童クラブからの外出について

(1)登会

学校休業日に児童クラブへの登会は、原則保護者が付き添ってください。

小学校から児童クラブへの登会は、児童だけで行います。

(2)帰宅

児童クラブからの帰宅は、原則保護者が18時30分までにお迎えに来てください。

次のような場合は、「児童家庭調査書」等で支援員にお知らせください。

- ・ 保護者以外がお迎えに来られる場合
- ・ 児童だけでの帰宅を希望される場合
- ・ 上級生のきょうだい（中学生以下）が児童クラブに寄り、利用児童と一緒に帰宅する場合

「児童家庭調査書」に記載のない方がお迎えに来られる場合には、事前に児童クラブに連絡をしてください。事前連絡がない場合には、児童クラブから保護者へ確認の連絡をしますので、あらかじめご了承ください。

※やむを得ずお迎えが18時30分をすぎる場合は、必ず児童クラブへご連絡ください。

(3)外出

児童クラブに登会してから、一時外出することは原則できません。

忘れ物等で学校に行く場合や通院等は、保護者等の付き添いをお願いします。

やむを得ない事情（夏休み中の学校で実施されるプールや習い事等）により、児童クラブの

活動外での外出をする場合には、事前に「児童家庭調査書」等で支援員にお知らせください。

- ① 学校休業日の登会は保護者の付き添いをお願いします。
- ② 帰宅は原則保護者のお迎えをお願いします。
- ③ 児童が予定時刻を過ぎても児童クラブに登会しない場合や、
事前に連絡のない方がお迎えの場合は保護者へ確認の連絡をします。
- ④ お迎えが18時30分を過ぎることが頻繁にある場合には
入会承諾を解除することがあります。
- ⑤ 支援員の判断により一人帰宅をさせない場合があります。

8 児童クラブと保護者との連絡

児童クラブを欠席される場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。学校敷地内や学校の近隣にある児童クラブであっても、必ず連絡をお願いします。学校への欠席連絡は、児童クラブには伝達されません。

病気や怪我については、まず保護者に連絡します。緊急時は、保護者の勤務先等へ連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、児童家庭調査書に記載のない方がお迎えに来られる場合は、あらかじめ児童クラブへご連絡ください。事前連絡がない場合は、児童クラブから保護者へ確認の連絡をします。児童の安全を確保するため、保護者の確認がとれない場合は、児童の引き渡しはいたしません。

入会時に配布する連絡帳にて伝達させていただく場合もあります。

9 児童クラブでの薬の投与について

- (1) 児童の薬は、本来は保護者に投与していただくのですが、やむを得ない理由の場合は児童クラブの職員が代わって与えます。この場合は万全を期するため「くすりカード連絡票」に必要事項を記入し薬と一緒に児童クラブ職員に手渡してください。
- (2) 薬は、児童を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
- (3) 保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬等)は、児童クラブとしては対応できません。
- (4) 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書をお渡しください。なお、使用にあたってはその都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。
- (5) 「熱が出たら飲ませる」「発作が起こったら・・・」など、症状を判断して与えなければならぬ場合は、児童クラブとしてはその判断ができないため、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。
- (6) 持参する薬は、一回ずつに分け、袋や容器に記名して、当日分のみご用意ください。主治医の診察を受けるときは、児童クラブを利用している時間や、児童クラブでは原則として薬の投与ができないことをお伝えください。

10 児童クラブからのお願い

- ① 支援員の指導に従わず他の児童に危険行為等を行った場合や迷惑行為を繰り返す場合は、保育途中においても保護者へ連絡し、お迎えをお願いする場合があります。
- ② やむを得ずお迎えが午後6時30分を過ぎる場合は児童クラブまでご連絡ください。
- ③ おやつ代は保護者会もしくは児童クラブの管理・運営となっていますのでご承知ください。
- ④ 食物アレルギー対応が必要な場合は、各児童クラブにご相談ください。
- ⑤ 児童が児童クラブ施設外へ出るときには、必ず支援員の了解を得てください。
- ⑥ 不要なお金やおもちゃ類は、持ってこさせないでください。
- ⑦ 制服等が汚れると思われる場合は、着替えを持たせてください。
- ⑧ 持ち物には必ず名前を書いてください。
- ⑨ 「児童家庭調査書」は児童クラブでの生活の安全を確保するための大事な調査です。漏れのないように記入し、必ず児童クラブに提出してください(入会承諾書に同封します)。
- ⑩ 入会要件に関わることについて変更がありましたら、必ず文化と学びの課へご連絡ください。

1 1 令和3年度開設放課後児童クラブ一覧表

〔No.1～No.21の放課後児童クラブについて、市窓口にお申込みください。〕

NO	放課後児童クラブ名	運営主体	実施場所名	所在地	小学校区	申込先
				電話番号		
1	三次小学校第1 放課後児童クラブ	三次市	三次小学校内	三次町 1851 番地 1	三次小	文化と学びの課 ・ 各支所
2	三次小学校第2 放課後児童クラブ	三次市		0824-63-8339		
3	十日市第1 放課後児童クラブ	三次市	十日市こども集会所	十日市中四丁目 6 番 28 号	十日市小	
4	十日市第2 放課後児童クラブ	三次市				
5	十日市第3 放課後児童クラブ	三次市		0824-63-1990		
6	十日市第4 放課後児童クラブ	三次市				
7	神杉 放課後児童クラブ	三次市	神杉こども集会所	高杉町 1684 番地 20 0824-66-3550	神杉小	
8	酒河第1 放課後児童クラブ	三次市	旧酒屋保育所	西酒屋町 10024 番地 2	酒河小	
9	酒河第2 放課後児童クラブ	三次市		0824-62-0099		
10	八次第1 放課後児童クラブ	三次市	八次児童館	畠敷町 1722 番地 1 0824-64-0167	八次小	
11	八次第2 放課後児童クラブ	三次市	八次集会所内	畠敷町 1660 番地 3 0824-63-9142		
12	八次第3 放課後児童クラブ	三次市	八次小学校内	畠敷町 1725 番地 1 0824-63-3601		
13	八次第4 放課後児童クラブ	三次市	八次児童館	畠敷町 1722 番地 1 0824-64-0167		
14	八次第5 放課後児童クラブ	三次市	八次小学校内	畠敷町 1725 番地 1 0824-62-2511		
15	八次ふれあい 放課後児童クラブ	三次市	八次小学校内	畠敷町 1725 番地 1 0824-64-1252		
16	和田 放課後児童クラブ	三次市	旧JA和田出張所内	向江田町 3351 番地 1 0824-66-1065	和田小	
17	吉舎 放課後児童クラブ	三次市	吉舎交流拠点施設内	吉舎町吉舎 368 番地 0824-43-2219	吉舎小	
18	三良坂 放課後児童クラブ	三次市	三良坂農村ふるさと センター内	三良坂町三良坂 5038 番地 6 0824-44-2088	三良坂小	
19	三和小学校 放課後児童クラブ	三次市	三和小学校内	三和町敷名 11496 番地 0824-52-2207	三和小	
20	甲奴 放課後児童クラブ	三次市	甲奴こども集会所	甲奴町西野 42 番地 6 0847-67-3655	甲奴小	
21	ちゅうおう 児童クラブ	(社福) 中央福祉会	子供の城保育園内	十日市中二丁目 9 番 24 号 0824-65-1114	十日市小	

No.22～No.32 は地域で実施している放課後児童クラブ、放課後子ども教室です。各地域の運営先に直接お問い合わせください。

22	八幡 放課後児童クラブ	八幡小学校PTA	八幡小学校内	吉舎町丸田 224 番地 0824-43-2026	八幡小	実施場所
23	君田 放課後子ども教室	君田自治区連合会	君田保健センター内	君田町東入君 718 番地 6 0824-53-2132	君田小	実施場所
24	青河 放課後子ども教室	青河自治振興会	青河コミュニティ センター内	青河町 582 番地 1 0824-67-3701	青河小	実施場所
25	川地 放課後子ども教室	川地連合自治会	川地小学校内	下川立町 503 番地 1 0824-67-3757	川地小	実施場所
26	田幸 放課後子ども教室	田幸地区町内会 連合会	旧 J A 田幸出張所内	大田幸町 342 番地 5 0824-66-1162	田幸小	田幸地区町内会 連合会
27	川西 放課後子ども教室	川西 放課後子ども教室	三若公会堂内	三若町 2633 番地 3 0824-69-2563	川西小	実施場所
28	さくぎ 放課後子ども教室	作木町自治連合会	文化センターさくぎ内	作木町下作木 905 番地 2 0824-55-2115	作木小	作木町自治連合 会
29	粟屋 放課後子ども教室	粟屋町づくり 協議会	粟屋小学校内	粟屋町 2349 番地 0824-63-6500	粟屋小	粟屋町づくり 協議会
30	河内 放課後子ども教室	河内まちづくり 連合会	河内コミュニティ センター内	小文町 182 番地 1 0824-63-7644	河内小	河内まちづくり 連合会
31	布野 放課後子ども教室	布野町まちづくり 連合会	布野子ども教室 (旧上布野老人集会所内)	布野町上布野 1418 番地 2 0824-54-2119	布野小	布野町まちづくり 連合会
32	小童 放課後子ども教室	小童 放課後子ども教室	小童コミュニティ センター内	甲奴町小童 3092 番地 2 0847-67-3304	小童小	実施場所

1 2 保護者の皆さまへ

放課後児童クラブは集団生活の場であり、就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童に対し、家庭に代わる支援を行います。

その一方で、ご家庭で過ごされる時間は集団生活と異なる大切な時間です。お仕事が終わられましたら、出来るだけ早めにお迎えに来ていただき、児童と過ごしていただけたらと思います。日々のお仕事でお疲れのことと存じますが、お休みの日にはできるだけ親子でふれあうことが望ましいと考えますので、ご家庭で児童と一緒に過ごしてくださいますようお願いいたします。

また、近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まっており、定員を超える児童クラブもあります。そのような状況の中、在席しているにも関わらず利用の少ない方もおられ、本来利用したい方が利用できない場合も発生しています。利用の少ない方は、状況確認をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 3 お問い合わせの多い質問内容

Q 1 兄弟で入会希望ですが、勤務証明書はそれぞれに必要ですか？

A 1 2人以上の児童の申込みの際でも、勤務証明書は1通で構いません。ただし、申込書はそれぞれ必要です。

Q 2 勤務証明書の記入を会社に依頼していますが、東京にある本社が記入するため申込期間内に手元に届きそうもありません。どうしたらよいでしょうか？

A 2 全ての書類が揃わなくても申込は期間内に提出してください。入会申込は受け付けますが、勤務証明書を提出されるまでは入会審査が保留となり、決定通知も遅くなりますのでご了承ください。勤務証明書はできるだけ早く職場に記入依頼をしてください。

Q 3 学校を休む時には、児童クラブにも連絡が必要ですか？

A 3 学校を欠席される場合や児童クラブに登会せずに下校される場合には、必ず児童クラブに連絡をお願いします。

Q 4 8月は、子どもを1か月間祖父の家に預けるので、児童クラブには1日も出席しません。8月分の負担金はかかりますか？

A 4 申込書の利用区分の欄に、「8月のみ利用しない」にチェックを入れてください。年度途中で変更する場合は、文化と学びの課にご連絡ください。ご連絡がなく児童クラブを休ませた場合は、負担金がかかります。

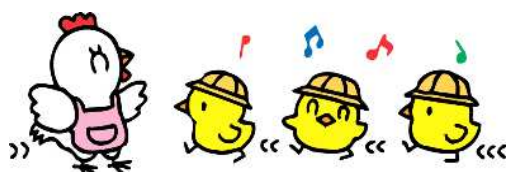
Q 5 夏休み中の学校で実施されるプール等、児童クラブの活動外での外出はできますか？

A 5 児童の安全確保のため、登会してから一時外出することは原則できません。児童クラブの活動外で外出される場合には「保護者の付き添い」をお願いしています。夏休み中の学校でのプール等のやむを得ない事情により一時外出される場合には、「児童家庭連絡書」などで児童クラブから外出する時間などを連絡してください。一時外出中やその行き帰りにつきましては、保護者の責任、対応となります。

Q 6 児童クラブ以外に小学生を預けることができる市のサービスはありますか？

A 6 三次市が実施している「子育てサポート事業」では、保護者が0歳～小学校6年生のお子さまをご家庭でみるできない場合、三次市子育てサポート会に登録されている会員（まかせて会員）が保護者のかわりにお子さまの一時預かりや送迎を行っています。ご利用にあたってはあらかじめ三次市子育てサポート会事務局（三次市子育て支援部子育て支援課育児支援係内）に登録をしていただく必要があります。有料です。

三次市子育てサポート会事務局 電話番号：0824-62-6148



《お問合せ先》

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所本館5階 教育委員会 文化と学びの課

電話：0824-62-6182 / FAX：0824-62-6288